

里地里山保全活用行動計画（案）

平成 22 年 3 月 8 日

目次

1. 問題の背景.....	1
(1) 里地里山の定義と特性	1
(2) 里地里山の現状	1
(3) 里地里山の重要性	2
2. 里地里山保全活用行動計画の目的と位置付け.....	5
3. 里地里山保全活用の理念.....	5
4. 保全活用の目標.....	6
(1) 国民的取組の推進	6
(2) 地域の典型的里地里山の保全活用	6
(3) 多様な生態系サービスの発揮と地域活性化.....	6
5. 保全活用の基本方針.....	7
(1) 各主体の役割分担	7
(2) 連携・協働の促進	9
(3) 地域特性に応じた対応	9
(4) 生物多様性の観点の反映	9
6. 保全活用の進め方.....	10
(1) 国民的取組のための基盤づくり	10
(2) 経済的手法の導入	11
(3) 持続可能な利用のための伝統的技術の保存、新たな利用技術の開発.....	11
(4) 里地里山の現状把握とモニタリングの推進.....	12
(5) 里地里山の特性評価等の実施とこれに応じた保全活用の実施.....	12
(6) 地域レベルでの取組基盤の整備	13
7. 国による保全活用施策.....	16
(1) 国民の関心や理解の促進	18
(2) 生物多様性の把握や評価のための科学的基盤の整備	18
(3) 野生動植物や保護地域等の保全	20
(4) 農林業活動や農山村の維持・活性化を通じた保全活用	23
(5) 景観・伝統文化の保全と交流の促進による活性化	26
(6) 伝統的技術の再評価と新たな資源としての活用	27
(7) 自然体験・環境教育の場としての活用	27
(8) 地域における多様な主体の参加と協働による取組の促進・支援.....	28

1. 問題の背景

(1) 里地里山の定義と特性

里地里山は、相対的に自然性の高い奥山自然地域と人間活動が集中する都市地域との中間に位置し、集落を取り巻く二次林と人工林、農地、ため池、草原などで構成される地域です。里地里山の環境は、長い歴史の中でさまざまな人間の働きかけを通じて形成され、動的・モザイク的な土地利用、循環型資源利用が行われてきた結果、二次的自然に特有の生物相・生態系が成立し、多様な生態系サービスを楽しみつつ自然と共生する豊かな生活文化が形成されてきました。

(2) 里地里山の現状

里地里山は我が国国土の約4割を占めています¹が、昭和30年代以降の生活や農業の近代化に伴い、二次林は手入れや利用がなされず放置されるところが増え、二次草原は大幅に減少するとともに、昭和50年代頃からは耕作放棄地も増加しています。

このような里地里山環境の変化にもなって、動植物の生息・生育環境の質の低下、野生鳥獣との軋轢、ゴミ投棄、景観・国土保全機能の低下など各地でさまざまな問題が生じています。

【参考図・資料】

1.(2)① 里地里山メッシュ分布図

① 動植物の生息・生育環境の質の低下

里地里山の森林では管理の衰退にもなって、タケ・ササ類の侵入、灌木やつる植物の繁茂、高木の大径木化などが進行し、林床の開けた明るい林から暗い林へと環境の変化が進んでいます。また、水田周辺では、耕作放棄地の増加や水路、ため池などが管理されなくなったことによって水辺環境の多様性が失われつつあり、草地でも採草・放牧などの利用の衰退とともに灌木の侵入・繁茂が進行しています。

このような変化は里地里山の環境に依存してきた動植物にとって生息・生育環境の質の低下や喪失を意味します。このためこれらの動植物は、生息状況の悪化や衰退が進んでいます。国の絶滅危惧種が集中している地域を見ると、その5割以上が里地里山に分布しています。

【参考図・資料】

1.(2)② 絶滅危惧種集中分布域の配置図

¹ 全国の1kmメッシュのうち、二次林、農地、二次草原の合計が50%以上を占めるものの割合 第1回検討会資料3-1-1

② 人と野生鳥獣の軋轢の深刻化

農山村地域において過疎化や高齢化が進み、耕作放棄地の増加、未収穫作物の放置などに見られるように人の活動が後退したこと、また、狩猟者の減少と高齢化による捕獲圧の減少などにより、全国的にシカ、イノシシ、サルなどの中・大型哺乳類の分布域が拡大する傾向が見られており、これらの獣類による農林業や生活への影響が深刻化しています。シカの分布の拡大にともないヤマビルも分布を拡大し、一層森林に入りやすくなる事態も生じています。

③ ゴミの投棄

都市周辺などでは、管理されなくなった里山の山林が粗大ゴミや産業廃棄物の違法投棄場所になるような事例も目立っています。

④ 景観や国土保全機能の低下

各地の里地里山で、管理の行き届かない森林や耕作放棄地が目立つようになっており、人の営みと自然が調和した伝統的な農山村の景観が失われつつあります。また、竹林の侵入や生育不良の人工林の増加、水田の減少による貯水機能の低下などにより、水源の涵養や土砂流出の防止など里地里山の国土保全機能の低下も懸念されています。

⑤ 管理の担い手の活力の低下

里地里山の環境は、これまで農林業者など地域の人々が農林業生産や生活の場として利用することにより維持されてきました。里地里山の多面的な価値もそうした利用を通じて創出、発現されてきたものです。

しかし、現在進行している里地里山の荒廃は、社会経済の変化にともなう農林業者等の森林や農地の利用意欲の低下、また、過疎高齢化の進行による農林業者や集落の活力の低下が主な要因となっていると考えられます。こうした中で農林業者や地域の共同体といった従来の担い手だけで里地里山の保全活用を進めていくことは困難になってきています。

(3) 里地里山の重要性

里地里山を特徴づけている水田、畑などの農地、ため池や小川、スギなどの人工林、薪炭や採草に利用された里山林、草地などは、農業、林業などの人間の活動が、地域で培われてきた知識や技術を活かしながら風土に根ざした形で繰り返し安定的に行われてきた結果形成され、維持されてきたものです。

このような里地里山は、まずは、農林業の場、生活の場として維持活用されることが重要ですが、農林業の場等として活用されることによって、以下のような意義や機能も発揮しています。このような多面的な価値を有する里地里山は、国民共有の資源として保全活用を図っていく必要があります。

1) 生物多様性の保全

定期的に伐採や下刈りが行われてきた雑木林や草地、農業用水として管理されてきた水田周辺の水路、ため池など、里地里山には多様な生物の生息環境が形成され、こうした環境を好む特有の生物の生息・生育の場となってきました。これらの動植物の中には、氷河時代を生き延びた遺存種や日本の固有種も多く含まれています²。

このように里地里山は、我が国の生物多様性を支える重要な地域ですが、管理の衰退などに伴い雑木林、草原のチョウや草本類、水田地帯の淡水魚類などかつて身近に見られた里地里山の動植物の衰退が進んでおり、絶滅の危機に瀕しているものも少なくありません³。我が国生物多様性の貯蔵庫としての役割を引き続き発揮できるよう、里地里山環境の適切な保全を図っていく必要があります。

2) 新たな資源としての価値

バイオマス資源の利用技術の発展に伴い、里地里山にストックされている間伐材やスキなどの草木質資源は、新たな経済資源としての活用が期待されています。例えば、人工林の間伐や里山林の管理によって生じる木質バイオマスはペレット等として地域で利用されており、このようなバイオマスの利用は生物多様性の保全にもつながります。

3) 景観や伝統的生活文化の維持

集落と水田や雑木林、小川、ため池などが一体となった里地里山の景観は、各地の自然的、社会的条件に応じて多様であり、それぞれがふるさとの「原風景」として地域住民の心のよりどころとなってきました。また、里地里山では、長い人と自然のかかわりを通じて培われた地域固有の「食」や工芸、伝統行事などの生活文化が伝えられてきました。

今日、地域とのふれあいや地域らしさを求める観光への志向の高まりにともない、このような里地里山の景観や生活文化は、エコツーリズムやグリーンツーリズムの対象として注目されつつあり、地域活性化の新たな資源としての価値が高まっています。

こうした景観や生活文化の基盤としても里地里山の適切な保全を図っていく必要があります。

4) 環境教育・自然体験の場

全国的に都市化が進行する一方で、国民の自然とのふれあいの機会が減少しており、特に子供たちの自然離れが憂慮されています。こうした中で、居住地周辺にあって多様な生き物や景観、生活文化を有する里地里山は、自然観察などの環境教育・環境学習の

²里地里山に生息・生育する氷河期の遺存種の例：ミドリシジミ類、ギフチョウ、シデコブシ、ハナシノブ、カタクリ、ヒメスゲなど

日本固有種の例：タナゴ、イタセンパラ、オニヤンマ、ヒカゲチョウ、ギフチョウ、ハナノキ、ササユリ、ウラシマソウなど

³里地里山を生息・生育環境とする絶滅危惧種の例：ホクリクサンショウウオ、ハリヨ、スイゲンゼニタナゴ、クロシジミ、オオウラギンヒョウモン、ベッコウトンボ、ハナシノブ、アツモリソウ、デンジソウなど

みならず、農林業体験、山村生活体験などさまざまな体験活動の場としての活用が可能であり、現に各地でこうした活動が活発に実施されています。

また、中高年層を中心に社会貢献活動の対象として里山整備への関心が高まっており、これらの教育・体験活動のフィールドとしても里地里山の適切な保全と活用を図っていく必要があります。

5) 気候変動対策における活用

地球温暖化防止への取組が、政府機関、企業、国民それぞれに要請されている中で、適切な森林経営の促進によるCO₂吸収量の増加が課題となっています。

間伐などの適切な管理が行われている森林は、CO₂の吸収源として政府によるクレジット認証⁴の対象とされています。また、幾つかの地方公共団体で独自の吸収源認証制度も構築されています。こうした認証制等の活用などを通じて、適切な森林経営が促進されることにより、里地里山の森林は地球温暖化防止にも役割を果たすことができます。

⁴ J-VERによるクレジット認証 間伐など適切な管理が行われた育成林は放置された森林に比べCO₂吸収量が増加するため、森林経営によるCO₂吸収量をクレジットとして認定することとされている。

2. 里地里山保全活用行動計画の目的と位置付け

1) 行動計画の目的

里地里山保全活用行動計画は、国をはじめ地方公共団体、企業、NPO、農林業者等里地里山にかかわるさまざまな主体に対し、里地里山の重要性、里地里山の保全活用の理念、目標、取組の基本方針及びその進め方を提示するとともに、国が実施する保全活用施策を具体的に示すことにより、里地里山の意義についての国民の理解を促進し、多様な主体による保全活用の取組を全国各地で国民運動として展開することを目的とします。

1 (3) において述べたように里地里山は農林業の場、生活の場だけでなく生物多様性保全の場、自然とのふれあいの場としての役割も担っています。本行動計画では、第一次産業の振興や農山村の活性化を目的とした施策については直接の対象とせず、生物多様性保全や自然とのふれあいの観点からとりまとめたものです。

2) 行動計画の位置付け

里地里山保全活用行動計画は、生物多様性国家戦略における「第2の危機」の認識や里地里山・田園地域に関する国土のグランドデザインなどを踏まえたものとし、里地里山地域における生物多様性国家戦略の具体的な施策展開のための実行計画と位置付けます。

また地方公共団体が行う里地里山保全活用施策の立案や実施に対しては、本計画はガイドラインとしてこれらを支援する役割を担うものとし、生物多様性地域戦略にも地域の特性に応じて本計画の考え方が反映されることが期待されます。

【参考図・資料】

2. 行動計画の目的と位置付け

3. 里地里山保全活用の理念

里地里山は我が国生物多様性保全上重要な地域であり、また、食料・水の供給、防災・生活環境保全、景観、文化など国民生活や精神文化の基盤ともなっています。また、自然と共生してきた日本人の暮らし方を学び、体験し、引き継ぐ場としても重要です。

このようなさまざまな役割の基盤となっている里地里山の生態系の安定的な存続のため、生態系や自然の復元力に見合った自然資源の管理と循環的な利用を推進し、地域の伝統的な自然共生の知恵に学びつつ、科学的知見に基づく展開を図るものとし、

そして、こうした多面的な価値を有する里地里山を国民共有の資源(コモンズ)として、あらゆる立場からの参加と協働により国民全体で支え、未来に引き継いでいくことを保全活用の最終的な目標とします。

4. 保全活用の目標

さまざまな主体による里地里山保全活用の取組全体の目標として、以下の3点を設定します。なお、本計画の目標年次は概ね10年後の2020年とします。

(1) 国民的取組の推進

里地里山の価値への幅広い国民理解の向上を図り、保全活用の取組への積極的参加・協力を実現します。また、そのための体制を整備します。

(2) 地域の典型的里地里山の保全活用

地域の典型的な里地里山の保全活用を生態系ネットワークの観点に立って推進し、それぞれの地域での取組を通じて、国土レベルでの里地里山の生物多様性保全を実現していきます。

(3) 多様な生態系サービスの発揮と地域活性化

里地里山の保全活用を推進することによりその多面的な価値（生態系サービス）の発揮を図り、地域社会の活性化・地域振興にも貢献します。

5. 保全活用の基本方針

(1) 各主体の役割分担

里地里山は農林業者や集落など地域の共同体によって形成され維持されてきたもので、地域の自然条件、社会条件、歴史文化の所産と言えます。このため、里地里山の保全活用は、それぞれの地域の主体による自発的な取組が基本となります。

しかし、1(3)で見たように、里地里山は多様な価値や機能を有しており、その恩恵が広い範囲に及んでいる一方で、地域の担い手だけでは維持が困難になっており、保全活用はより広域の、或いは国民全体の支援が必要となっています。

このため、今後の里地里山の保全活用は、農林業者や地域共同体だけでなく地域住民、NPO、企業、行政などの幅広い主体の参加を促しつつ、国民的運動として進めていくことが重要になっています。

このため、国、地方公共団体、企業、農林業者や地域共同体、住民・国民、専門家・研究者は、それぞれの立場から以下のような役割を分担していく必要があります。

【参考図・資料】

5.(1) 各主体の役割

1) 国

国は持続可能な自然資源利用の考え方を世界に広げる SATOYAMA イニシアティブの取組を進めると同時に、各省庁の施策の連携による効果的な推進に留意しつつ、以下のような取組を推進します。

① 全国的な取組基盤の整備

幅広い関係者が里地里山の保全活用に取り組むための基盤づくりとして、国民に対する里地里山の意義の普及、本計画の推進、里地里山の保全活用に関連する制度や体制の整備等を行います。

② 個別地域の取組への支援

各地域における里地里山の保全活用の取組促進に資するため、「里地里山保全再生計画策定の手引き」の活用の促進、特徴的な取組事例の紹介、取組の進め方や管理の技術・手法の研修などを行うとともに、生物多様性保全などの観点から地域の活動主体等に対する活動経費等の支援を行います。

2) 地方公共団体

先進的な地方公共団体においては、多様な主体の連携・協働による保全活用を支援する条例や助成制度の整備、保全活用推進のための計画の策定、ボランティアの養成や技術研修などの取組がすでに進んでおり、各地域の里地里山保全活用の促進に重要な役割を果たしています。こうした取組がさらに全国に波及していくことが期待されます。

① 広域的な取組基盤整備

住民の里地里山の意義に対する理解の促進、多様な主体による連携・協働を促進するための制度や支援組織の整備、都道府県レベルの推進計画・指針等の策定などによる個別の地区を越えた広域的な保全活用の取組基盤の整備。

② 個別地域の取組への支援

個別地域の取組に対する活動実施経費や資材等の助成、指導者やボランティアの育成、里地里山管理の技術・手法の研修、活動実施マニュアル等の整備など。

3) 企業

企業の社会的貢献の取組が進む中で、里地里山の保全活用における新たな担い手として企業の役割が注目されています。生物多様性の保全や地球温暖化防止等の観点からの資金等の協力を実施したり、自ら NPO や行政等と連携し、保全活用に取り組むことが期待されます。

【参考図・資料】

5(3) 日本経団連生物多様性宣言
抜粋

4) 農林業者や地域共同体

地域に根ざした主体として、外部の支援者や行政などとの連携を図りながら、保全活用を担うことが期待されます。

5) 住民・国民

自ら里地里山の保全への関心や理解を深め、NPO やボランティアとして里地里山の保全活用に直接参加したり、里地里山製品の購入や寄附などを通じて間接的に保全活用を支援することなどが期待されます。

6) 専門家・研究者

住民等への里地里山の重要性の理解の普及、生きもの調査やモニタリング等の指導、生物多様性の観点からの保全活用の取組の方向づけなどの役割を専門の立場から担うとともに、地域における保全活用の取組のコーディネーターとしての役割も期待されます。

(2) 連携・協働の促進

農林業者や集落など従来の担い手による管理が困難になる中で、里地里山の維持管理を継続するためには持続性のある労力・資金の確保が必要になっており、都市住民、NPO、企業などの新たな担い手や行政など多様な主体が参画する、連携・協働による保全活用の取組を促進していくことが重要です。

そのためには、関係者間の協定締結、協議会の設置等の協働のための基盤を各地域で構築していくことが必要であり、既存の制度・枠組みも最大限活用しつつ、これらの根拠となる制度の整備やコーディネート組織の設置を地域の特性に応じ進めていくこととします。

また、広域的な連携の観点からは、企業や国民ひとりひとりの協力も重要であり、幅広い企業や国民による参加・支援の受け皿となる組織、基金等の活用及び整備を進めます。

【参考図・資料】

5.(2) 連携・協働の促進

(3) 地域特性に応じた対応

里地里山は地域によって自然的、社会的条件が異なっており、保全活用の取組にあたっては、地域特性に応じた手法の選択に留意する必要があります。

都市地域周辺の里地里山では、ボランティア活動や自然学習・自然体験などに取り組むNPO、企業、学校等地元の外からの担い手が期待され、これら地元外の主体との協働を進めていくことが効果的です。

これに対し、中山間地域では、里地里山の保全活用の主な担い手は地元の農林業者などであり、エコツーリズムや地場産品の活用など地域の産業活動、地域振興と結びついた取組を軸にすることにより持続性を確保していくことが考えられます。

沿岸域においては里地里山と海域の距離が近く、地域の連続性、一体性を踏まえて沿岸域の住民、地域共同体等との協働を進めていくことが効果的です。

また、以上のような取組では、自然的・社会的な地域のまとまりごとに典型的な里地里山の保全活用を図り、これらを拠点として地域全体への波及を図られるよう配慮します。

【参考図・資料】

5.(3) 地域特性に応じた対応

(4) 生物多様性の観点の反映

里地里山の保全活用は、その多面的な価値を反映して、さまざまな主体によるさまざまな目的での取組が想定されますが、それらが生物多様性の観点からも効果的なものとなるよう留意する必要があります。このため、各種の取組にあたっては、生物多様性に知見を有する専門家の参画を促進し、適切な目標設定、モニタリングとフィードバックによる順応的な取組の推進などに配慮します。

6. 保全活用の進め方

国土における里地里山の将来像

里地里山は国土の約4割を占めていますが、その3割が都市周辺⁵、残り7割が都市圏外に分布しています。

都市周辺では、里地里山の多面的な機能への関心も高く、NPO、企業等の新たな担い手の参加と連携・協働を積極的に進めることにより、自然体験やボランティア活動の場などとして積極的に保全活用を図っていきます。

一方、里地里山の多くが分布する中山間地域を主とする都市圏外の地域では、保全活用を担う主体は地域の農林業者や集落をはじめとする地域共同体です。このため、中山間地域の里地里山では、地域の基本産業である農林業活動の維持・活性化を基軸として、エコツーリズムによる都市との交流など地域外の力も活用しながら、保全活用を進めていきます。

中山間地域における里地里山の空間は、農地、里山林、ため池、水路など比較的人間の生活に近い場所から、人里から離れた奥山に近い森林まで広い範囲が含まれます。また、過疎・高齢化が進む地域の担い手の状況を考慮すると、中山間地域では、まず、集落周辺での取組を重点的に進め、奥山に近いエリアについては、森林の特性に応じ生物多様性や国土保全などの多面的機能に着目しつつ自然林への移行を促していくことも積極的に検討していきます。

以上のような地域の特性に応じた保全活用を、自然的・社会的な特徴を有するそれぞれの地域ごとに進め、各地域の典型的な里地里山を生態系ネットワークも考慮しながら、保全活用していきます。

全国各地域でこうした取組を進めることによって、地域ごとに多様な特徴を有する里地里山の国土レベルでの保全を確保していくこととします。

以下、本項では、上記のような里地里山の将来像に向けて、国、地方公共団体、民間団体、企業など多様な主体がさまざまな目的のもとに実施する保全活用の取組に共通する横断的な課題について、取組の方向性と進め方を示します。

(1) 国民的取組のための基盤づくり

国民共有の資源である里地里山の保全活用を幅広い主体の参画により推進するために、本計画で示す目標、基本方針等の普及・推進を図ります。

⁵ 出典：平成20年度重要里地里山選定等委託業務報告書

また、国民、企業等による寄附や協賛金の受け皿となる基金などの設置、適切な保全活用活動の表彰・認証、生物多様性保全に資する農林産品の推奨制度など、国民的参加を促進するための仕組みを整備します。

国民的取組の前提として国民各層に里地里山の価値や重要性の理解を広げ協力を呼びかけていくことをねらいとして、生物多様性、景観、文化等に関する情報提供やすぐれた資質を有する里地里山の評価選定などを積極的に進めます。

また、自然体験やボランティア活動など国民が里地里山と直接ふれあいその魅力を知ることのできる機会を拡大していきます。

さらに、具体的な国民運動としての展開を図っていくために、国民各層の幅広い人々が参加できる全国レベルの連携の場づくりや里地里山の保全活用に取り組む地方公共団体や活動団体等のネットワーク構築を進めます。

【参考図・資料】

6.(1)① 協働を支える(社)京都モデル
フォレスト協会の活動(京都府)

6.(1)② 「みんなで自然を守る活動」の
認証制度(三重県)

6.(1)③ 『コウノトリの舞』農産物生産
団体認定制度(兵庫県豊岡市)

(2) 経済的手法の導入

民間企業による取組へのインセンティブを高めるとともに、財源確保にもつなげていくため、地球温暖化対策として導入されている資金メカニズムの活用等経済的手法の活用を検討します。

【参考図・資料】

6.(2) 森林吸収量認証制度(京都府)

① CO2 吸収源としての評価による管理の促進

人工林については、国や自治体の CO2 吸収源認証制度の活用により森林所有者などのインセンティブを高め、間伐等を促進します。

② 生物多様性上の価値の検討

国際的な枠組みの下に検討が進められている「日本における里山・里海のサブ・グローバル評価(里山里海 SGA)」の展開も考慮しつつ、農林業等人の営みを通じて形成されてきた里地里山における生態系サービスの評価手法等について検討を進めます。

(3) 持続可能な利用のための伝統的技術の保存、新たな利用技術の開発

モザイク型の土地利用や循環型資源利用・管理手法など、それぞれの地方の自然条件に応じた伝統的な里地里山利用の知恵を、生物多様性の観点を踏まえて再評価し、現代科学の知見を融合させ

【参考図・資料】

6.(3) 民間企業による新技術の導入を
中核とした循環型里地里山利用

ることにより、地域社会における新たな展開を図ります。

また、バイオマス利用など新たな資源利用技術の開発や市場の開拓を進めます。

(4) 里地里山の現状把握とモニタリングの推進

里地里山の自然的・社会的特性は地域ごとに異なっており、その保全活用は、それぞれの地域の伝統的な自然との共生の知恵を参考としつつ、生物多様性の科学的な理解を踏まえて進める必要があります。

【参考図・資料】

6.(4) モニタリングサイト 1000(里地里山サイト)の概要

このため、全国の里地里山の動向の現状把握を進めるとともに、各地域ではモニタリングとフィードバックによる順応的な取組を推進します。

① 全国の里地里山のモニタリングと評価

里地里山保全活用施策の基礎データとして、全国的な里地里山環境の分布やその質的变化のモニタリングを継続します。

② 保全活用の取組におけるモニタリング等の強化

各地域での里地里山保全活用の取組では、適切な活動目標や活動手法の設定、継続的なモニタリング、取組結果の点検・見直し等を専門家の協力により推進し、生物多様性の観点からの効果を高めます。

また、保全活用の目標設定やモニタリング評価のよりどころとなる里山環境の指標種について、選定の考え方・手法の検討を進めます。

(5) 里地里山の特性評価等の実施とこれに応じた保全活用の実施

国土の約4割を占める里地里山の広がりやを考慮すると、里地里山の保全活用では地域の特性に応じた取組対象の設定が必要ですが、その際には、地域ごとに典型的な里地里山の保全活用が確保される必要があります。

このため、自然的、社会的要素を踏まえた地域単位の設定、生物多様性や社会的条件などからの典型的な里地里山の抽出手法、生態系ネットワークの観点からの保全対象の設定方法等について、検討を進めます。

【参考図・資料】

6.(5) 「守り伝えたい福井の里地里山30」に基づく施策展開(福井県)

また、里地里山の一部について、自然の遷移を基本として公益的機能を維持・発揮できる森林への移行を促進させるための管理手法、またその対象とするエリアの設定方法についても検討を進めます。

(6) 地域レベルでの取組基盤の整備

里地里山の保全活用の基本は、それぞれの地域での自発的な取組であり、このため、各地域で、多様な主体が参加・協働する取組が内発的に進められるよう、既存関連制度の活用も含めた地方公共団体等による取組基盤の整備に対し、必要な支援を行っていきます。

1) 協働と持続性確保のための枠組み・体制の整備

① 協定等の締結促進－新旧担い手間の信頼関係と活動の持続性の担保

それぞれの里地里山で保全活用の具体的活動を実施するにあたっては、「地権者・地域共同体」と「活動団体・企業等」、或いはこれに「行政」が加わった協定の締結などの枠組みを構築し、関係者間の信頼関係や活動の継続性を担保することが効果的であり、このような枠組みづくりを促進します。

【参考図・資料】

6.(6)1) 多様な関係者の協働のための活動協定、地域戦略、協議会等(秦野市、神奈川県)

なお、里地里山の保全活用のための具体的な活動を行う必要がある場所に関して、土地の境界や所有者の権利関係が明らかでなく、土地所有者の同意を得ることができない場合があります。こうしたケースであって、特に地域全体で一体的な活動を行わないと生物多様性保全等の面から周辺への支障が大きいと認められるような場合について、新たなコモンズの考え方に立った協働の促進の観点から、必要な対応を可能とする措置のあり方について検討を進める必要があります。

② 多様な関係者の協働のための場－協議会等－の整備

多様な関係者の参加と協働によって保全活用の取組を進めていくためには、取組目標や計画の策定、各主体の事業の連携・調整などについて話し合う場が必要であり、そのための協議会等の場づくりを各地域で進めます。

③ 保全活用の目標や取組方法を定めた計画等の策定

多様な主体による取組を円滑に進めるには、取組目標や役割分担等を明らかにし関係者が共有する必要があります。また、取組の継続性を確保したり外部からの支援の根拠とするためにも計画等の策定が必要となります。このため、取組にかかわる幅広い関係者の参加による保全活用計画等の策定を促進します。

2) 地域の自発的取組を促す支援体制の強化

① 費用・機材等の助成

里地里山の保全活用は、地域の自発的な取組を基本として進められることが必要ですが、特に立ち上げ段階では、協議会の設立、計画策定、協定締結等の基盤づくりや資機材の準備などを並行して進める必要があります。そのため、費用の負担が大きくなっています。このため、活動立ち上げ段階での基盤づくりなどに必要な助成措置を講じていきます。

【参考図・資料】

- 6.(6)2)① 「あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業交付金」
(愛知県)
- 6.(6)2)② 里山ボランティアマスター講座等の開催(岡山県)

② 人材育成

多様な関係者を巻き込んだ取組を地域で立ち上げ推進するカギになるのは、指導者やコーディネーターの存在であり、先進事例の紹介や研修などを通じて、地域で指導者・コーディネーターとなりうる人材の発掘と育成を図ります。

また、保全活用の現場で必要とされる里山整備や環境学習、生物モニタリング等の手法・技術に関しても、経験豊かな実務家や専門家による指導・研修などを進めます。

3) 広域的な枠組みの整備

各地の里地里山での保全活用の取組を促進していくためには、以上のような支援策と併せ、より広域的なレベルでの取組基盤整備を進める必要があります。

① 保全活用の枠組みとなる制度整備や計画等の策定

関係者間の協定締結、計画づくり、これらに基づく助成などを定めた条例等制度的な仕組みの整備を進め、協働による取組を支援します。

また、都道府県など広域レベルでの里地里山の保全活用の目標・方針等を示した推進計画等の策定やこれらの内容を盛り込んだ生物多様性地域戦略の策定などにより、広域レベルでの幅広い主体による取組を促進します。

【参考図・資料】

- 6.(6)3)① 里地里山保全活用に関連する都道府県の条例や施策
- 6.(6)3)② 里山条例と里山基本計画
(千葉県)
- 6.(6)3)③ 「水と緑の森づくり税」による里山林の整備(富山県)

② 支援のための安定的財源の確保

各地域における取組を支援するために、継続的な財源確保が可能となるような方策を検討します。

具体的には、多くの都道府県で導入されている森林環境税の一部の活用や個人、企業からの寄付などを幅広く受け入れるためのしくみの整備などが考えられます。

③ コーディネート組織の整備

活動団体・企業等と地権者とのマッチング、活動団体等への技術指導・研修、企業等からの資金の受け入れと助成など、さまざまなニーズに柔軟に対応しつつ、各地域での保全活用の取組を拡大していくためには、行政の枠内での対応では限界があります。このため、これらのサービスや機能を総合的に提供し、広域的な取組推進の軸となるようなコーディネート組織の設立運営を促進します。

【参考図・資料】(再掲)

6.(1)① 協働を支える(社)京都モデル
フォレスト協会の活動(京都府)

7. 国による保全活用施策

本項では、行動計画 3～6 で述べた保全活用の理念、目標、基本方針及び進め方を踏まえて、国の各省庁が実施する施策の展開方針等を明らかにします。

上位計画における里地里山関連施策の方向性

1. 「背景」で見たように、国土の約 4 割を占める里地里山は第一次産業や地域住民の生活の場であるとともに、生物多様性保全をはじめ多様な価値や意義を有する多義的な空間であり、多くの関係省庁、地方公共団体によって多岐にわたる施策が実施されています。

里地里山に関連する施策の総合的な指針・計画としては、生物多様性の保全と持続可能な利用の観点から、「生物多様性国家戦略 2010」が 2010 年 3 月（予定）に策定されており、そこでは「生物多様性をより重視した、持続可能な農林業の活性化を通じた人と自然のより良い調和の実現」、「人と野生鳥獣の棲み分け」、「エコツアーやバイオマスを含めた地域の自然資源の積極的な有効活用」、「地域全体で支える仕組みづくり」といった方向性が示されています。（第 1 部第 3 章第 2 節「3 国土の特性に応じたランドデザイン」）

また、我が国の将来の国土のあり方を示した国土形成計画（2008 年 7 月）では、「環境と調和した農林業の振興により、里地里山の保全・整備を図るとともに、行政、専門家、地域住民、NPO 等の連携による体制づくり等により総合的な保全を実施する」という考え方が示されています。（第 7 章 第 2 節 （2）里地里山の保全・再生と持続可能な利用）

一方、「食料・農業・農村基本計画」では、田園地域・里地里山は国民に安全で良質な食料を供給するだけでなく、多様な生物の生息・生育空間や自然とのふれあいの場としても重要として、将来にわたり保全・利用していくと述べています。さらに、「森林・林業基本計画」では、里山林について、林業の振興などを図る中で多様な生物の生息・生育地などの保全を図りつつ、ボランティア、NPO などとの連携により多様な利用活動を促進するとしています。

国による里地里山保全活用施策は、上記の戦略・計画等の考え方を踏まえ、また、既存制度・事業の里地里山の保全活用の観点からの活用にも十分留意しつつ、各省庁の連携を図りながら推進することとします。

SATOYAMA イニシアティブの推進

わが国は、生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）を契機に、自然資源の持続可能な利用・管理のための「自然共生社会の実現」という長期目標を掲げ、「多様な生態系サービスの安定的な享受のための知恵の結集」、「伝統的知識と近代科学の融合」、「新たなコ

モンズ（共同管理のしくみ）の構築」という3つの行動指針を示し、その具体的な取組を進めるための体制づくりを進める「SATOYAMA イニシアティブ」を世界に向けて提案していきます。

国内においても、「SATOYAMA イニシアティブ」の長期目標や行動指針を基本とし、イニシアティブによる取組の一環として収集・整理された持続可能な自然資源利用・管理の手法や海外事例等も最大限活用しながら、海外に向けて誇れる里地里山の保全・創造をめざしていきます。

多様な主体の協働による保全活用推進における国の役割

里地里山を取り巻く自然的社会的状況を考えると、これまでの担い手である農林業者や地域共同体だけではその保全活用は困難となっており、共有の資源（コモンズ）として都市住民や企業など多様な主体が管理と利用に関わっていく新たな枠組みが必要になっています。今後の里地里山の保全活用は、このような「新しい公共」の価値観に立って、幅広い主体の参加と協働による国民的取組として進めていく必要があります。

このような枠組みでは、地域における自発的な取組が里地里山保全活用の基本となりますが、国としても自らの施策を実施するとともに、地方公共団体における施策の展開や多様な主体による地域の取組を促進するための支援を行っていくことが必要です。

国が実施する里地里山保全活用に関連する施策としては、以下のような分野が想定されますが、これらの施策は相互に関連しており一体的・総合的に進められることが重要です。このため、国の施策の実施にあたっては、上に挙げた関係する戦略・計画を基本としつつ、特に相互の連携に留意しつつ進めていく必要があります。

- (1) 国民の関心や理解の促進
- (2) 生物多様性の把握や評価のための科学的基盤の整備
- (3) 野生動植物や保護地域等の保全
- (4) 農林業活動や農山村の維持・活性化を通じた保全活用
- (5) 景観・伝統文化の保全と交流の促進による活性化
- (6) 伝統的技術の再評価と新たな資源としての活用
- (7) 自然体験・環境教育の場としての活用
- (8) 地域における多様な主体の参加と協働による取組の促進・支援

以下、上記の分野ごとに、国の施策の現状と課題、今後各省庁が取り組む施策の実施方針等を記述します。

(1) 国民の関心や理解の促進

【現状と課題】

近年、里地里山への関心の高まりとともに、各地でさまざまな活動が行われており、里地里山に対する国民のニーズも多様化してきています。そうした中、国民的取組として里地里山の保全活用を進めていくためには、地域共同体や市民団体だけでなく広く国民の里地里山への関心及び理解を高め、保全活動に積極的に関わる機運を高めていく必要があります。

このため、里地里山の魅力や重要性について、わかりやすく訴える広報・普及活動を推進します。

また、里地里山への関心を高める契機として、環境学習、里山整備や農業体験活動への幅広い層の参加を促進します。

【実施する施策】

- ①里地里山の保全活用をテーマとする広報・普及活動を実施します。（環境省）
- ②全国の里地里山保全活動の取組の参考とするため、特徴的な取組を行う里地里山の調査・分析を行い、未来に引き継ぎたい里地里山として、環境省ウェブサイトの管理運営等により情報発信します。（環境省）
- ③里地里山の保全活動の担い手育成の支援として、ホームページ「里なび」の管理・運営により、活動団体や活動場所の紹介、里地里山の生態系管理などに関する専門家などの人材登録・派遣、技術研修を実施します。（環境省）
- ④ラムサール条約第10回締約国会議で日韓政府が共同提案し、採択された「湿地システムとしての水田における生物多様性の向上」決議を踏まえ、決議の概要や、野生生物の生息・生育地として好適な水田の環境を創出・維持する農法等について良例を収集し、結果を国際的な場や一般向けに発信することにより、その普及・定着を図ります。（環境省、農林水産省）
- ⑤美の里づくりコンクール、棚田百選などすぐれた農村景観の選定と広報・普及を推進します。（農林水産省）
- ⑥「田園自然再生活動コンクール」による農林業活動の生物多様性保全等の役割への関心と理解の普及を推進します。（農林水産省）
- ⑦「美しい森林づくり推進国民運動」によって国民の森林に対する理解の醸成などを図り、多様な主体の協働による森林整備・保全を促進します。（林野庁）

(2) 生物多様性の把握や評価のための科学的基盤の整備

【現状と課題】

里地里山の生態系や動植物種は、我が国の生物多様性の重要な構成要素です。

生物多様性保全の観点からの里地里山保全活用施策の基礎データとして、全国の植生・動植物の生息・生育状況の現状や推移の把握を進めます。

里地里山に生息・生育する動植物種は膨大であり、全体の把握は容易ではありませんが、絶滅のおそれのある種、里地里山に固有な種、良好な環境の指標となる種、人との軋轢の問題を生じている種などについては、重点的な調査を進めていく必要があります。

レッドリスト等全国的な生物多様性の指標の整備や重要地域の評価を継続的に進める必要があります。また、それぞれの地域で典型的な里地里山を選定し、ネットワークとして保全活用を広げていくための考え方や手法についても検討を進めていく必要があります。

また、生物多様性の観点から保全活用の効果を把握し順応的な取組を進めていくために、それぞれの地域で適切な手法によるモニタリングを推進していく必要があります。

そのための指標種の選定や評価手法についても検討を進めていく必要があります。

【実施する施策】

- ①自然環境保全基礎調査を引き続き実施し、里地里山を含めた国土の生物多様性の現況把握や変化状況の監視を進めます。（環境省）
- ②基本情報図である縮尺2万5千分の1植生図については、平成24年3月までに国土の約6割の整備を完了します。また、種の多様性調査等により、里地里山種を含めた動植物の全国的分布の把握を進めます。特に里地里山において生態系や農林水産業に大きな影響を及ぼしているシカ、イノシシ、サルについては、重点的な生息情報の収集を行い、経年的な変動も明らかにしていきます。（環境省）
- ③世界分類学イニシアティブなど国際的プロジェクトとも協力を図りながら、生物多様性の現状を把握するための最も基本的な情報である野生動植物の目録（インベントリー）などの整備・公開を進めます。（環境省、文部科学省）
- ④農村地域における自然環境や野生生物の情報を把握するため実施している田んぼの生きもの調査など住民参加による身近な動植物の調査を進め、里地里山の動植物の分布状況や生息・生育環境との関係についての知見を充実させます。（農林水産省・環境省）
- ⑤地域のNPOや研究機関等によるモニタリングサイト1000（里地里山サイト）の取組を進め、里地里山環境の指標となる動植物の生息・生育状況の監視を継続します。（環境省）
- ⑥レッドリストについては、平成24年頃を目途に、評価対象の範囲の検討や、それぞれの種の最新の生息・生育状況や絶滅確立などを踏まえ、全10分類群における掲載種のランクの変更や削除、新たな種の追加など、内容の見直しを進めます。（環境省）
- ⑦第二の危機や農地生態系を含む様々な生態系について、生物多様性総合評価のための手法の確立とこれによる日本の生物多様性の現状や動向の評価を実施します。（環境省）
- ⑧わが国に生息・生育する動植物種の分布に関する継続的な情報収集を行い、広域農業地域を対象にした農業農村環境情報整備など農村地域の生態系の自然環境情報の整備を進めます。（農林水産省）
- ⑨農林水産業により形成された生態系に特徴的な生物相の特性や調査方法など過去に得られた基礎的なデータを活用するなど、農林水産業の生物多様性への正負の影響を把握す

るための科学的根拠に基づく指標や関連施策を効果的に推進するための生物多様性指標の開発を検討し、農林水産業が生物多様性に果たす役割を明らかにするとともに、生物多様性に配慮した農林水産業施策の推進に活用します。（農林水産省）

（3）野生動植物や保護地域等の保全

1）自然公園、特別緑地保全地区等の保護地域の指定と管理

【現状と課題】

里地里山は二次的自然に特有の生物の生息・生育環境であり、我が国の生物多様性の重要な構成要素です。また、人と自然との関わりの中で形成された美しい景観や身近な自然とのふれあいの場として国民に親しまれている空間です。

これらの観点から重要な里地里山については、自然公園や特別緑地保全地区等の保護地域指定により、積極的に保全・管理を行っていく必要があります。その際には、全国規模で里地里山の生物多様性の保全が確保されるよう、地域ごとに異なる里地里山環境がそれぞれ適切に保全されるよう配慮していく必要があります。

また、里地里山を対象にした保護地域では、人手による自然環境の管理が重要であり、地域住民、市民団体など多くの関係者の協力を得つつ、積極的な管理を行っていく必要があります。そのための管理運営体制の構築を進めていく必要があります。

【実施する施策】

- ①自然景観、動植物の豊かさ、自然とのふれあいなどからすぐれた資質を有する里地里山については、国民の風景評価の多様化を踏まえすぐれた自然の風景地と位置付け、国立・国定公園の指定（編入）を検討します。

また、国立・国定公園内の里地里山については、地域の自然的・社会的特性に応じ、風景地保護協定や自然再生事業などのしくみも活用しつつ、下刈りや火入れなどによる積極的な風景地管理を地域の関係者との協働により実施します。

都道府県立自然公園や都道府県自然環境保全地域等については、里地里山が指定地域になっている場合も少なくなく、都道府県立自然公園による里地里山の保全活用に果たしうる役割についても今後検討を深めます。（環境省）
- ②里地里山に存在する重要な鳥獣の生息地については国指定鳥獣保護区の指定を検討するとともに、既に指定された鳥獣保護区については保護管理方針を示すマスタープランに基づき、管理の充実に努めます。（環境省）
- ③里地里山に存在するラムサール条約の「国際的に重要な湿地の基準」を満たす湿地については、新たな登録に向けた取組を進めます。

また、登録湿地の保全と賢明な利用を促進します。（環境省）
- ④特別緑地保全地区等の都市における地域制緑地の指定による適切な緑地の保全・管理を推進します。（国土交通省）

2) 公益的機能の高い森林等の地域指定と整備

【現状と課題】

里地里山は生物多様性保全、水源の涵養、土砂流出の防止、気候の緩和等のさまざまな公益的機能を有しています。

しかしながら、近年の林業採算性の悪化や山村の活力低下に伴い、里地里山の人工林では間伐などが行われず、公益的機能の低下が懸念される状況となっています。

このような中で、公益的な機能の発揮の観点から重要な地域については、地域指定による保全と機能発揮のための整備を進めていく必要があります。

【実施する施策】

- ①水源涵養や土砂流出の防止など、特に公益的機能の発揮が要請される森林については、保安林等としての指定を計画的に推進します。また、森林整備保全事業計画に基づき、森林の持つ公益的機能の確保が特に必要な保安林などにおいて、治山施設の設置や機能の低下した森林の整備などを治山事業により推進します。（林野庁）
- ②国民の安全・安心を確保するため、森林所有者などが自助努力を行っても適正な整備が進み難い森林については、市町村及び都道府県が、森林組合などの林業事業体による施業などの集約化や間伐の効果的な実施を促進します。これによっても適時かつ適正な整備が進み難い森林のうち、公益的機能の発揮に対する要請が高く、その適正な整備が必要な場合には、治山事業などにより必要な整備を行うこととし、その際、立地条件を踏まえて針広混交林化などを推進します。（林野庁）
- ③里地里山の保全を位置づけた都市における緑地の保全と緑化の推進に関する総合的なマスタープランである緑の基本計画の策定を推進します。（国土交通省）

3) 二次的自然を生息・生育環境とする野生動植物の保護（生息・生育環境の保全・管理）

【現状と課題】

里地里山では、農林業活動などの人の関わりの希薄化に伴い、自然の質の変化が進行しています。トキを始め里地里山に生息・生育していた野生動植物の衰退が進み、絶滅危惧種が集中する地域の5割以上が里地里山に分布する状況です。また、里地里山の水田などは渡り鳥の渡来地としても重要です。

このため、絶滅のおそれのある種や渡り鳥の生息・生育地の保全の観点から、水田などの農村の環境の整備・保全を積極的に進めていきます。このような取組は、コウノトリやトキのようなきわめて希少な生きものの生息・生育環境を守るとともに、地域での身近な多種多様な生きものが暮らす空間を広げ、わが国全体の生物多様性保全につながります。

また、トキやコウノトリなどの野生生物は、豊かな里地里山環境のわかりやすいシンボルであり、地域での取組にあたってはこれらの動植物のイメージ活用を積極的に進めていきます。

【実施する施策】

- ①トキやコウノトリ等里地里山環境を象徴する絶滅のおそれのある種については、地方公共団体、地域住民、NPO、専門家など多様な主体の参加と連携を図りつつ、生息・生育環境保全のための総合的な取組を進めます。（環境省など）
- ②里地里山に生息・生育する絶滅のおそれのある我が国固有種について、重点的な点検と対策を実施します。（環境省）

4) 人と野生鳥獣等との軋轢への対応

【現状と課題】

里地里山には、多くの野生動物が生息しており、生態系の中でそれぞれ重要な役割をもっています。また、人間生活と密接に関わり、必要な資源として利用されてきました。一方、農民が築いた猪垣などが象徴しているように、昔からイノシシなどによる農業被害が生じていました。

近年、里地里山における人間活動の低下や耕作放棄地の増加、狩猟者の減少、少雪化傾向による生息適地の拡大などに伴い、イノシシ、シカ、サルなどの獣類による農作物被害が深刻になっています。

人と鳥獣の棲み分けを進めることが重要であり、鳥獣被害を防止するために、生息環境管理を進めるとともに、個体数調整、被害防除に総合的に取り組む必要があります。

また、アライグマなどの外来種は農林水産被害を与えるだけでなく、里地里山の生態系を脅かす存在となっており、防除などの対策を進めていくことが必要です。

【実施する施策】

- ①シカ、イノシシ、サルなど里地里山において人との軋轢や生態系への影響を生じている特定の鳥獣については、特定鳥獣保護管理計画に基づく個体数調整・生息環境整備・被害防除対策の円滑な実施により、科学的・計画的な保護管理を進めていきます。（環境省）
- ②農地に隣接した藪の刈り払いなど里地里山の整備・保全の推進、針広混交林化、広葉樹林化などの森林の整備・保全活動を推進します。（林野庁）
- ③鳥獣被害防止特別措置法に基づく市町村の総合的な被害防止対策の取組を支援します。（農林水産省）
- ④住民と鳥獣の棲み分け、共生を可能とする地域づくりに取り組むため、地方公共団体、NPOなどと連携し、奥地国有林における野生鳥獣の生息状況・被害状況の調査、生息環境の整備と鳥獣の個体数管理などの総合的な対策を全国8箇所モデル地域で進めます。（林野庁）
- ⑤希少種の生息地や国立公園、保護林などの保護上重要な地域を中心に外来種の防除事業をすすめるほか、アライグマ、オオクチバスなどさまざまな種の防除手法などの検討を行い、地方公共団体などが実施する防除への活用を図ります。（環境省、農林水産省）

(4) 農林業活動や農山村の維持・活性化を通じた保全活用

1) 生物多様性保全を重視した農林水産業への理解の促進

【現状と課題】

里地里山は、農林水産業の活動と深く関わって成立しており、適切な生産活動が行われることによって豊かな自然環境や生物多様性保全、良好な景観形成など多面的機能が発揮されます。

農林業者や地域共同体だけでなく、都市部の住民や企業なども含め幅広い主体の協働による里地里山の保全活用を進めていくためには、このような農林水産業の役割について、国民各層の理解を広めることが重要です。

【実施する施策】

- ①食料生産と生物多様性保全が両立する水稲作などの取組事例における生きものの生息・生育状況、周辺環境、営農履歴などの紹介等を進めます。（農林水産省）
- ②生物多様性保全を重視して生産された農林水産物であることを表す「生きものマーク」の活用などを通じ、こうした取組への国民の理解を促進します。（農林水産省）
- ③野生生物の生息・生育地として好適な水田の環境を創出・維持する農法や管理手法などについて事例を収集し、国内外へ発信します。（農林水産省）
- ④「田園自然再生コンクール」により、農林業活動の生物多様性保全等の役割への関心と理解を普及します。（農林水産省）
- ⑤「美しい森林づくり推進国民運動」によって、企業やNPO、都市住民などによるボランティアな森林づくりを促進するとともに、森林環境教育や森林セラピー、身近な里山林の保全・利用活動などを通じた国民の森林に対する理解を醸成します。（林野庁）

2) 里地里山の生物多様性を支える農林業の維持・育成

【現状と課題】

里地里山の農地、森林、草地、水路などの環境は、農林業生産活動などの人の働きかけにより形成され維持されている自然環境であり、農山村地域の振興は豊かな自然環境や生物多様性保全、良好な景観形成など多面的機能の発揮の観点からも重要です。

しかしながら、過疎化、高齢化、混住化などの進行に伴う集落機能の低下により、農地、森林、農業用水などの資源の適切な保全管理が困難な状況となっており、これらの多面的機能の発揮に支障が生じる事態が懸念されています。

里地里山の農林業活動や農山村の共同体については、生物多様性を支える基盤として位置付け、積極的に維持を図っていく必要があります。

【実施する施策】

- ①多面的機能の確保を図る観点から中山間地域直接支払い制度による農家への支援を進めます。（農林水産省）
- ②農地・水・環境保全向上対策によって、農地・農業用水などの資源と環境の良好な保全と質的向上を図る観点から地域ぐるみで効果の高い共同活動と先進的な営農活動を支援します。（農林水産省）

3) 生物多様性の保全に貢献する農林業、農山村整備の促進

【現状と課題】

里地里山では、農薬・肥料の不適切な使用や、経済性や効率性のみを重視した工法による基盤整備を実施した場合には、生物多様性への影響が懸念されるほか、近年里山林の利用の減少や農林業の担い手の不足による耕作放棄地の増加などが進んでいます。農薬や肥料の不適切な使用は、自然環境ばかりでなく漁場環境への影響も含めた生物多様性への影響が懸念されるとともに、土づくりの後退や農薬や肥料の不適切な使用は、土壌の劣化や地力の低下、土壌微生物や土着天敵への影響など地域の生態系の攪乱を招き、持続的な生産にも支障を来すおそれがあります。

このため、里地里山の生物多様性保全をより重視した有機農業をはじめとする環境保全型農業を推進し、生きものと共生する農業生産推進の取組を進める必要があります。

また、水田、水路、ため池などの農村地域の水辺環境は水と生態系の有機的なネットワークを形成しており、多様な生きものがその生活史に応じてさまざまな生息・生育環境として利用しています。農家や地域住民による生産活動や維持管理活動によって保全されているこのような水と生態系のネットワークは、地域住民の理解・参画を得ながら維持や再生を進めていく必要があります。

【実施する施策】

- ①農薬・肥料などの生産資材の適正使用などを推進することが重要であり、農業者ひとりひとりが環境保全に向けて最低限取り組むべき農業環境規範の普及・定着を進めます。（農林水産省）
- ②化学肥料、農薬を使用しないことを基本として、農業生産活動に由来する環境への負荷を大幅に低減し、多様な生きものはぐくむ有機農業の技術体系の確立や普及指導体制の整備、消費者の有機農業に関する理解と関心の増進など農業者が有機農業に積極的に取り組めるような条件整備を推進します。（農林水産省）
- ③農薬による陸域生態系へのリスク評価・管理の導入に向けた手法の確立、及び農薬の生物多様性への影響評価手法の開発を進めます。（環境省）
- ④エコファーマー認定の推進と認定農業者への支援を進めます。（農林水産省）
- ⑤農地・水・環境保全向上対策により、地域ぐるみで効果の高い共同活動と先進的な営農活動を支援します。（農林水産省）再掲

- ⑥機能区分に応じた森林の望ましい姿への誘導として、自然とのふれあい、野生動物との共存の場等として継続的な育成管理が必要な都市近郊、里山などの森林を対象とした育成複層林施業等を推進します。（林野庁）
- ⑦森林の有する多面的機能の持続的発揮を確保していくため、森林計画制度の適切な運用や森林認証の取得等によって、生物多様性に配慮した森林施業を推進します。（林野庁）
- ⑧森林から海まで河川を通じた生態系のつながりのみならず、河川から水田、水路、ため池、集落などを途切れなく結ぶ水と生態系のネットワークとして「水の回廊」の整備を行うなど、地域全体を視野において、地域固有の生態系に即した保全対象種を設定し、保全対象種の生活史・移動経路に着目・配慮した基盤整備を、地域住民の理解・参画を得ながら計画的に推進します。（農林水産省）

4) 地域共同体を軸にした協働による取組の促進

【現状と課題】

これまで、里地里山では、農林業者や集落などの地域共同体が農林業生産や環境の維持管理を担うことによって、生物多様性や良好な景観の形成などの機能が発揮されてきました。

しかし、中山間地域などにおいて過疎化が進行するなど、地域で営まれてきた生活・生業が大きく変化し、地域共同体の活力が低下し、かつてのような役割を果たすことが困難になってきています。

里地里山の多くを占める中山間地域では、保全活用は地域の共同体を軸にして進めることが不可欠であり、農林業者や地域共同体による取組に対し、資金や労力の助成、交流の促進などにより積極的な支援を行っていく必要があります。

【実施する施策】

- ①農地・水・環境保全向上対策によって、地域ぐるみで効果の高い共同活動と先進的な営農活動を支援します。（農林水産省）再掲
- ②農村景観・自然環境保全再生パイロット事業によって、棚田の保全や自然再生活動を行っているNPO等を支援します。（農林水産省）
- ③里山エリア再生交付金による地域の創意工夫による協働を促進します。（林野庁）
- ④住民・企業・行政が協働し、身近な地域での自然環境を自らの手で改善するグラウンドワーク活動の推進を通じた住民、企業、行政の協働を促進します。（農林水産省）
- ⑤U・J・Iターン者を含む森林整備・保全に意欲を有する者に対する研修などを推進することによって、将来にわたって地域の森林整備・保全を担う人材の確保・育成を進めます。（林野庁）
- ⑥棚田オーナー制度などの取組を支援します。（農林水産省）

(5) 景観・伝統文化の保全と交流の促進による活性化

【現状と課題】

里地里山では、農林業活動などによる長い間の自然への働きかけを通じて、地域それぞれの個性をもった景観や食や工芸品、伝統行事などの生活文化が育まれてきました。このような景観・文化の価値を正しく評価し、適切な保護を図ることは、持続可能な地域の運営や、地域の生物多様性の保全につながります。

しかし近年、里山や耕作地の利用・管理の衰退、また、集落自体の活力の低下など社会・経済的な変化により、これまで地域において育まれてきた人と自然との良好な関わりが失われてきており、こうした里地里山に特有の景観や文化は姿を変えつつあります。

里地里山の景観や伝統文化は、我が国の多様な地域文化の根源であり、住民にとっての心の拠り所でもあるため、積極的に保存を進めていく必要があります。

一方で、近年、棚田などの風景や動植物、また、農林業活動や田舎暮らしの体験を求めて、里地里山を訪れる人々が増加しています。平成20年6月に決定されたエコツーリズム推進基本方針でも、里地里山の棚田や草原などがエコツーリズムの対象となる自然観光資源として取り上げられています。このような国民のニーズに応え、交流を通じた地域活性化の資源として里地里山の景観や伝統文化の保存と活用を図っていくことは、地域の里地里山への関わりを活性化していく上で大きな意義を有しています。

【実施する施策】

- ①自然と人間の関わりによって育まれた文化的景観を保護する観点から、適切な保護の措置が講じられている重要な文化的景観を対象として重要文化的景観を選定し、その保存・活用を図るため、調査事業・文化的景観保存計画策定事業に対し国庫補助を行うとともに、重要文化的景観に選定された地域について修理・修景などを行う整備事業に対し国庫補助金を交付します。また、普及・啓発を図るため、地域住民などが参加する勉強会や公開講座及びワークショップなどを実施する事業に対し国庫補助金を交付し、保護を推進します。（文部科学省）
- ②自然公園の保護管理において、阿蘇の草原景観など里地里山景観の保全を推進します。（環境省）
- ③地域による「全体構想」策定への支援などによりエコツーリズムを推進します。（環境省）
- ④グリーンツーリズム、ブルーツーリズムなどにより、都市と農山漁村の交流を促進します。（農林水産省）
- ⑤日本の里地里山での体験を通じ、人と自然が共生してきた我が国のさらなる魅力を世界に発信するため、外国人ツーリストの受け入れを増やします。（環境省、国土交通省、文部科学省、農林水産省）

(6) 伝統的技術の再評価と新たな資源としての活用

【現状と課題】

里地里山では、農林業活動や薪炭材、落葉の採取などの利用を通じて自然環境への適度な働きかけが行われ、さまざまな野生動植物が生息・生育する多様な環境が形成・維持されてきました。

このような地域の自然の特性に応じて培われてきた伝統的な資源利用技術には、今日、生物多様性保全や持続的な資源利用等の観点から学ぶべき智恵が多く含まれており、改めてその再評価と継承・活用を進める必要があります。

一方、農林業生産や生活資源としての里地里山の森林・草地等の利用が低下している中で、人工林の間伐、二次林の管理、二次草原における採草などから生じる草木質系バイオマスは、化石燃料の代替エネルギーとして利活用することによって、低炭素社会の実現への貢献が期待されます。

また、里山林等における新たな資源利用の活性化は、生物多様性の維持回復や循環型社会の構築にもつながります。

このため里地里山のバイオマス資源を活用する新たな技術の開発や流通体制の整備を進めていきます。

【実施する施策】

- ①冬期湛水をはじめ生きものをはぐくむさまざまな農業技術に関する情報や地域の取組事例を収集し、提供します。（農林水産省）
- ②伝統的生活文化の智恵や技術の再評価、継承や地域資源としての活用を含め、全国各地で取り組まれている特徴的な事例を幅広く収集・分析し、全国への波及を図るために紹介します。また、里地里山の新たな利活用の方策について、環境教育やエコツーリズムの場の提供、間伐材やススキなどのバイオマス利用など具体的な地域での試行的な取組を通じて検討します。（環境省、文化庁、農林水産省、国土交通省）
- ③原料調達から製造・利用まで一貫したバイオ燃料の大規模実証事業を推進します。（農林水産省）
- ④バイオマスタウン構想の策定、バイオマス変換・利用施設の一体的整備など、地域の創意工夫による主体的なバイオマス利用の取組を支援します。（農林水産省）

(7) 自然体験・環境教育の場としての活用

【現状と課題】

全国的に生活の都市化が進行し自然との関わりが希薄化する中で、国民の自然や環境保全への関心と理解を高め、また、次代を担う子供達の健全な育成のためにも、自然とのふれあい、自然体験、環境教育や農林業体験の機会を増やしていくことが重要になっています。

原生的な自然と都市との中間に位置する里地里山は、居住地周辺にある身近な自然であり、こうした自然体験、環境教育、農林業体験等の活動のフィールドとしての重要性が高まっています。

里地里山の新たな役割として、関係者の連携の下にこのような活用を一層促進していく必要があります。

【実施する施策】

- ①小学生の子供たちを対象に農山漁村での一週間程度の長期宿泊体験活動を行う子供農山漁村交流プロジェクトを推進します。（総務省、文部科学省、農林水産省、環境省）
- ②自然公園内の里山において、「那須の森」自然体験プログラム、子どもパークレンジャーの推進など自然とのふれあいや自然体験活動を促進します。（環境省）
- ③水田や水路などの水辺環境を遊びの場、学びの場として実施している「田んぼの生きもの調査」の充実・強化を図ります。（農林水産省）
- ④自然の中で緑を愛し、守り育てる心と健康で明るい心を持った人間に育てることを目的に結成された「緑の少年団」活動の推進や、国有林野において学校が行う体験活動のためのフィールドを提供する「遊々の森」の活用等により、森林環境教育を推進します。（林野庁）
- ⑤国立青少年教育施設における青少年の体験活動の機会と場の提供や指導者の育成、民間団体が実施する体験活動などに対する支援などを通して、青少年の自然体験活動を推進します。（文部科学省）
- ⑥体験学習施設、自然生態園、動植物の保護繁殖施設など、環境学習の活動拠点施設を備える都市緑化植物園や環境ふれあい公園などの都市公園などにおいて、体験学習プログラムの提供を推進します。（国土交通省）
- ⑦里山、里海などの流域一体の環境保全に係る人材育成、環境学習を推進します。（環境省）

(8) 地域における多様な主体の参加と協働による取組の促進・支援

【現状と課題】

里地里山の保全活用は、それぞれの地域での自発的な取組を促進していくことが必要ですが、これまでのように農林業者や地域の共同体だけで農地や山林などの維持管理を担っていくことは困難になってきており、今後はより幅広い地域住民、活動団体、企業、行政等の多様な主体の参加による協働の取組として進めていく必要があります。

このため、国としても、生物多様性保全、環境保全型農業等の推進、国民参加の森林づくり、都市緑地の保全や活用など、それぞれの観点から、協働のための枠組み整備、技術的な支援などを推進し、協働による取組の促進に向けて積極的な支援を行います。

【実施する施策】

- ①里地里山保全再生モデル事業（平成16～19年度）での検討、取組を踏まえ作成した「里地里山保全再生計画策定の手引き」の活用、研修会開催、講師派遣などによる助言・ノウハウの提供などの技術支援を実施します。（環境省）
- ②都市住民や企業など多様な主体が共有の資源（コモンズ）として利用・管理する枠組みを構築します。（環境省）
- ③地域住民、NPO、地方公共団体などが連携した里地里山の生物多様性保全再生に資する活動を、生物多様性保全推進交付金により支援します。（環境省）
- ④農村景観・自然環境保全再生パイロット事業により、生きもの調査、小ビオトープ造成など農村の自然環境の保全再生に資する活動に取り組むNPO等を支援し、農村環境の良好な保全と質的向上を図ります。（農林水産省）再掲
- ⑤地域の多様な関係者の参加と連携により実施される自然再生推進法のスキームを活用して、里地里山の二次林、草地などの再生の取組を引き続き着実に推進します。（環境省、農林水産省、国土交通省）
- ⑥国有林野において企業が社会貢献活動の一環として森林づくりを行う「法人の森林」、自ら森林づくりを行いたいという国民の要望に応えるためフィールドを提供する「ふれあいの森」の設定などにより、国民参加による森林整備を促進します。（林野庁）
- ⑦里地里山環境を有する都市公園などで市民参加による環境の整備・保全を推進します。（国土交通省）